

三重県

住宅用火災警報器普及協力事業

協力事業所募集

三重県住宅用火災警報器普及協力事業所一覧表

【令和6年〇月〇日時点 ○○事業所】

三重県が実施する住宅用火災警報器普及協力事業に係る登録を受けた事業所を掲載しています。
各協力事業所において、協力区分欄に○を記載している内容に対応していただくことが可能です。
協力事業所が提示する特典等に係る事項は、協力事業所に直接お尋ねください。
協力事業所及び消費者間の仲介やトラブル等について、三重県は一切関与できません。
当該事業に係る不透明な点や疑問点等は、問い合わせ先までお尋ねください。

掲載順：市町単位、順不同、敬称省略

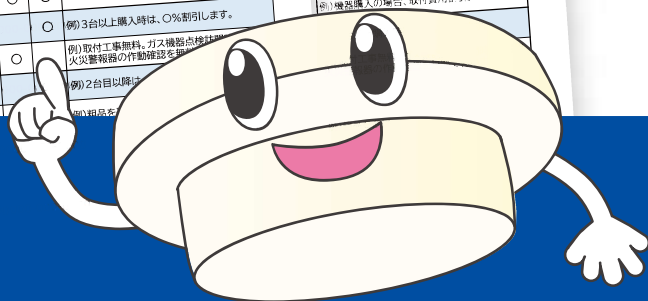
【問い合わせ先】三重県防災対策部消防・保安課(059-224-2108)

【令和6年〇月〇日時点 ○○事業所】

保安課(059-224-2108)

備考

お店のPRに!
販売時等の特典も
掲載できます



- 令和5年12月1日 募集開始
- 公表時期 令和6年3月(予定)

住宅用火災警報器普及協力事業とは

住宅用火災警報器の設置と維持管理の普及促進を目的として、県内の住宅用火災警報器取扱い事業所の中から、住宅用火災警報器の販売や啓発活動等にご協力いただくことができる事業所を県が「協力事業所」として登録し、協力事業所に係る事項を県ホームページ等で公表するものです。

詳しくは HP をご覧ください。

三重県 住宅用火災警報器普及協力事業

検索



(住宅用火災警報器
普及協力事業HP)

お問い合わせ

三重県 防災対策部 消防・保安課 消防班

〒514-8570 津市広明町13番地 (本庁5階)

☎ 059-224-2108 📠 059-224-3350 ✉ shobo@pref.mie.lg.jp



協力いただく内容

協力区分に応じた対応

下記のうち、貴事業所で対応可能なものについて一つ以上にご協力をお願いします。

- 1 販売 住宅用火災警報器を店頭等で販売する。
- 2 リース 住宅用火災警報器のリース(賃貸)を行う。
- 3 訪問取付 住宅を訪問し、住宅用火災警報器の取付を行う。
- 4 共同購入 自治会などによる住宅用火災警報器のまとめ買いに対応する。

住宅用火災警報器の普及啓発活動

住宅用火災警報器の普及促進のために、啓発活動にもご協力をお願いします。

- ・リーフレット等の備付
- ・店内放送
- ・チラシ等へのメッセージの掲載
- ・ポスター等の掲出
- ・映像放映
- ・その他、独自に実施するもの など



登録要件

登録に際しては、以下の要件に適合している必要があります。

- (1) 三重県内の事業所等であること。
- (2) 三重県が協力事業所に係る事項を公表すること、並びに各種広報媒体の活用により県民に提供することについて承諾していること。
- (3) 三重県が公表する事項を県内消防本部が各種広報媒体の活用により県民に提供することについて承諾していること。
- (4) 県民からの問い合わせ等に誠実に対応すること。
- (5) 三重県暴力団排除条例(平成22年三重県条例第48号)第2条第2号に規定する暴力団員、又は同条例第8条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が関与しないこと。



申込方法等



以下の方法により申込みしてください。

- 三重県電子申請・届出システムによる申込み
<URL>https://apply.e-tumo.jp/pref-mie-u/offer/offerList_detail?tempString=SHOBO0002
- 郵送による申込み(上記システムの利用が難しい場合)
申込書(第1号様式)を住宅用火災警報器普及協力事業HPからダウンロードし、消防・保安課宛に郵送



(電子申請HP)

登録要件に適合している事業所には、県から登録決定を通知します

県ホームページ等で協力事業所に係る事項を公表します
【公表内容】・事業所名・所在地・電話番号・FAX番号・協力区分・特典などの情報 など

ご不明な点がございましたら、消防・保安課までお問い合わせください。